

# Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2026 年 6 月 2 日

## OECD によるグローバル・ミニマム課税に係る GIR の初回申告に向けた Common understanding(共通理解)及び追加のガイダンス等の公表について (2026 年 5 月 18 日)

### Executive Summary

- 2026 年 5 月 18 日、OECD は、グローバル・ミニマム課税（第 2 の柱）に関する一連の文書を公表した。
- 今回公表された文書には、以下の内容が含まれている。
  1. GIR 申告に関する共通理解
  2. 暫定的 UTPR セーフ・ハーバーの追加的な執行ガイダンス
  3. Central record の更新
- 1 の共通理解は、グローバル・ミニマム課税の実行を支援し、GIR 申告の提出ポータルへのフル稼働及び国・地域間の情報交換関係の有効化の遅れによる影響を緩和するため、2024 年対象会計年度よりグローバル・ミニマム課税制度が適用される国・地域間において、セントラル・ファイリング方式によるコンプライアンス負担等の恩典を保持することを目的として合意されたものである。
- 2 の執行ガイダンスでは、MNE グループのうちその財務会計基準のもと 52-53 週となる事業年度を有する場合の UTPR セーフ・ハーバーの適用に関し明確化されている。
- 3 の Central record では、新たに 4 つの国が QDMTT 及び QDMTT セーフ・ハーバーリストに追加更新されている。

### 1. 概要

2026 年 5 月 18 日、OECD/G20 の BEPS に関する包摂的枠組み（以下「BEPS 包摂的枠組み」）より、次の文書が公表された。

- 情報報告書（GloBE Information Return：以下「GIR」）提出の最初の期限が到来するセントラル・ファイリング方式に関し恩典維持のため合意された Common understanding（以下「共通理解」）[Global Minimum Tax: Support for Central GloBE Information Return Filing and Exchange \(2024 Reporting Fiscal Year\)](#)（OECD ウェブサイト（英語、PDF））
- 経過的 UTPR セーフ・ハーバーの適用に関する追加の執行ガイダンス [Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy – Administrative Guidance on the Application of the Transitional UTPR Safe Harbour to MNE Groups with 52-53-Week Fiscal Years](#)（OECD ウェブサイト（英語、PDF））
- 新たに 4 つの国が QDMTT 及び QDMTT セーフ・ハーバーリストに追加された Central record の更新 [Central Record for purposes of the Global Minimum Tax](#)（OECD ウェブサイト（英語））

第2の柱は、年間総収入金額が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業（Multinational Enterprise：以下「MNE」）グループに適用され、各国ごとに最低税率15%の課税を確保するという仕組みであり、以下のルールで構成されている。

- 所得合算ルール（Income Inclusion Rule：以下「IIR」）：MNEグループを構成する子会社等の所在する国・地域における実効税率（Effective Tax Rate：以下「ETR」）が15%を下回る場合に、親会社等の所在地国でトップアップ税を課す仕組み
- 適格国内ミニマムトップアップ課税（Qualified Domestic Minimum Top-up Tax：以下「QDMTT」）：MNEグループに属する会社等について、その所在地国におけるETRが最低税率を下回る場合に、当該所在地国において当該会社等に対して、その税負担が最低税率に至るまで課税する仕組み
- 軽課税所得ルール（Undertaxed Profits Rule：以下「UTPR」）：MNEグループの親会社等の所在地国におけるETRが最低税率を下回る場合に、子会社等の所在地国でその税負担が最低税率相当に至るまで課税する仕組み（IIR又はQDMTTのもとで課税が行われない限定的な状況において適用される）

本ニュースレターでは、公表された一連の文書のうち主要な内容について説明する。

## 2. 2024年施行国間における共通理解

グローバル・ミニマム課税制度において、適用対象となるMNEグループは、その事業を行う全ての国・地域の税務当局に対してGIRを提出することが原則とされている。一方、そのコンプライアンス負担軽減のため、GIRを一元的にひとつの税務当局（一般的には最終親会社（UPE）の所在地国の税務当局）へ提出すれば、情報交換の枠組みを通じて他の国・地域の税務当局へGIRの関連情報が共有される仕組み（セントラル・ファイリング方式）も採用されている。この方式では、GIR提出国と他の所在地国との間に有効な情報交換関係がある場合には、一定の条件のもと、当該他の所在地国における現地GIR提出義務が免除される。GIRの情報交換が行われるためには、GloBE情報の交換に関する権限ある当局による多国間合意（multilateral competent authority agreement for the exchange of global minimum tax return information、以下「GIR MCAA」）又は他の二国間協定（bilateral agreements）等（以下「情報交換関係」）が批准されていることが必要となる。

BEPS 包摂的枠組みは、2024年グローバル・ミニマム課税制度の施行国・地域（2024 Implementing Jurisdictions：以下「2024年施行国」）のうち、一部の国・地域において、2024年12月31日以前終了対象会計年度に係る最初のGIR提出期限（2026年6月30日）までに、GIRを適時に提出するために必要な申告ポータルが完全には稼働されない可能性があること、また、いくつかの情報交換関係が2026年6月30日までに批准されない可能性があることを認識している。

このような背景から、2024年度に係るGIRのセントラル・ファイリングを促進するための共通理解が、2024年施行国間において合意され、OECDにより公表された。当該文書のAnnexには、2026年5月31日までにセントラル・ファイリングのためのGIRポータルがフル稼働することが見込まれる33の国・地域<sup>1</sup>が記載されている。

具体的には、このAnnexに記載されているいずれかの国・地域において、2026年6月30日までにGIRが一元的に提出され、かつ、各国・地域においてGIR届出書を適切に期限内に提出している場合には、それぞれの国内法に基づいて、次のいずれかの措置を行うことが合意されている<sup>2</sup>。

- 現地GIR提出義務に係るペナルティーを免除すること
- GIR交換期限<sup>3</sup>より前に、現地GIR提出義務を施行しないこと

ペナルティーを免除し、又は現地GIR提出義務を施行しなかった税務当局は、GIR交換期限までにGIRの情報が交換されない場合には、その後、現地GIR提出義務を施行することができるとされている。

<sup>1</sup> オーストラリア、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ジブラルタル、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ及び英国

<sup>2</sup> 2024年にグローバル・ミニマム課税制度を施行している国のうち、パハマ、北マケドニア、スロバキア共和国及びベトナムは、2026年5月12日時点で、共通理解に参加していない。また、ギリシャ及びポーランドは、Annexに記載されているEU加盟国との関係に限定して共通理解に参加している。

<sup>3</sup> 2024年12月31日終了対象会計年度に係るGIR（2026年6月30日以前に提出されたもの）については、2026年12月31日

### 3. 経過的 UTPR セーフ・ハーバーの適用に関する執行ガイダンス

経過的 UTPR セーフ・ハーバーは、UPE 所在地国の法定法人税率が 20%以上である場合に、その国に係る UTPR トップアップ税額をゼロとみなすものである。当初のガイダンスにおいて、経過的 UTPR セーフ・ハーバーは、2025 年 12 月 31 日以前に開始し、2026 年 12 月 31 日以前に終了する対象会計年度に適用が限定されていた。新たな執行ガイダンスにおいて、毎年同じ曜日に終了し、結果的に 2027 年 1 月 3 日以前に終了する会計年度（いわゆる 52 週又は 53 週会計年度）を有する MNE グループについても、経過的 UTPR セーフ・ハーバーの適用対象とされることが明確化された。

### 4. Central record の更新

BEPS 包摂的枠組みにより、暫定的な適格性認定メカニズムに基づき適格性を有するものと評価される国・地域に係る Central record が更新された。パハマ<sup>4</sup>、ケニア、クウェート及びオマーン<sup>5</sup>が、QDMTT を有する国として追加されている。これらの QDMTT は、いずれも QDMTT セーフ・ハーバーの要件を満たすものとして評価されている。

### 5. おわりに

2024 年 12 月決算 MNE グループの最初の GIR に係る提出期限は、2026 年 6 月 30 日であり、グローバル・ミニマム課税導入国・地域は GIR に関する申告ポータルが完全に稼働するよう準備を進めている。この点、公表された Annex によれば、2024 年に IIR 又は QDMTT の実施が見込まれるほぼ全て国・地域が、2026 年 5 月 31 日までに、セントラル・ファイリング方式のための準備が整う見込みであるように見受けられる。

GloBE 情報交換関係については、グローバル・ミニマム課税導入国・地域において、セントラル・ファイリング方式による GIR の提出を可能とするために、必要な情報交換関係の批准が進められている。情報交換関係は、最初の交換期日である 2026 年 12 月 31 日までに整備されることが見込まれているものの、全ての情報交換関係が、2026 年 6 月 30 日の提出期限までに批准されるわけではない。合意された共通理解の下では、MNE グループが、公表リストのいずれかの国・地域において GIR のセントラル・ファイリングを期限内に実施し、必要な GIR 届出書を提出している限り、所在地国におけるペナルティーが免除されるか、又は現地 GIR 提出義務を施行しないことが合意されている。これにより、MNE グループは、情報交換関係が 2026 年 12 月 31 日までに依然として批准されていない場合に限り、現地 GIR 提出を検討すればよいことになるため、最初の対象会計年度において、現地 GIR 提出回数を大幅に減らすことが可能になる。

一方、2026 年 5 月 12 日現在、パハマ、北マケドニア、スロバキア共和国及びベトナムは、共通理解に合意していない。また、ポーランド及びギリシャは、EU 加盟国との関係に限定して共通理解に参加している。さらに、キプロスは、BEPS 包摂的枠組み加盟国ではないものの、EU 指令に基づきグローバル・ミニマム課税を導入しているため、共通理解の当事者には含まれていない。これらの国においては、今後の動向を注視する必要があるものの、提出期限までの残された時間を鑑み、現地 GIR 提出に備えておく必要が考えられる。

この合意された緩和措置は、歓迎すべきものではあるものの、現地 GIR 提出義務に係る措置であり、各国・地域における QDMTT 申告書、納税申告書又は GIR 届出書等の提出義務には影響しないことに注意が必要である。また、仮に 2026 年 12 月 31 日までに情報交換関係が批准されなかった場合において、2024 年度に係る GIR 現地提出義務の履行をいつ求められることになるのかについても、現時点では明確ではない。

なお、合意された共通理解は、2026 年 6 月 30 日を提出期限とする GIR（2024 年 12 月 31 日に終了する対象会計年度に係るもの）のみに適用されるものであり、暦年以外の会計年度を採用している MNE グループについては、この共通理解のアプローチが同様に適用されることとなるか否かについて、今後の動向に注視する必要がある。

（東京事務所 山形 創一郎、秋田 二郎、花房 邦江）

<sup>4</sup> パハマ：効力発生日は 2024 年 1 月 1 日であり、Conditional DMTT in 2024 として登録されている。すなわち、MNE グループの他の国・地域でグローバルミニマム・ミニマム課税が適用される場合に限り、自国で国内ミニマムトップアップ課税を適用することとされ、翌年度以降において条件付きではないこと等の一定の条件を満たす場合、2024 年において適格とされることが合意されている。

<sup>5</sup> ケニア、ケニア、クウェート、オマーン：効力発生日はいずれも 2025 年 1 月 1 日である。

<関連ページ>

- [デジタル課税～国際課税制度の大転換への対応～](#)
- [デジタル課税トピックス](#)
- [デジタル課税 BEPS2.0 第2の柱導入に対応するためのソリューション「Pillar Two Agent」](#)
- [OECDによる第2の柱（グローバル・ミニマム課税）に関する追加のガイダンスの公表について（2023年7月17日）](#)
- [OECDによる第2の柱（グローバル・ミニマム課税）に関する追加のガイダンスの公表について（2023年12月18日）](#)
- [OECDによる第2の柱（グローバル・ミニマム課税）に関する追加のガイダンス等の公表について（2024年6月17日）](#)
- [OECDによる第2の柱（グローバル・ミニマム課税）に関する追加のガイダンス等の公表について（2025年1月15日）](#)
- [OECDによるグローバル・ミニマム課税（第2の柱）に関する新たな文書の公表について（2026年1月5日）](#)
- [2026\(R8\)年度税制改正：グローバル・ミニマム課税に係る国際合意を踏まえた措置](#)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ 税理士法人

#### 東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3  
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

#### 大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1  
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

#### 名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1  
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

令和 8 年度 税制改正トピックス [www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform](http://www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナル サービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課したりは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMS それぞれの認証範囲はこちらをご覧ください  
<https://www.bsigroup.com/clientDirectory>